

一時保管の現況について

平成26年11月9日

環境省

1. 現地確認の状況

これまでに現地確認を行った全ての保管場所において、指定廃棄物が特措法で定める基準等に従って適正に保管されていることを確認。
(必要に応じ、細かな改善指導及びそのフォローアップ等を実施。)

【関東地方環境事務所による現地確認実施の様子】



2. その際得られた一時保管者の方々の主な声について

現地確認の際に一時保管者の方とお話しさせていただく中で、保管状態が継続していることへのお困りの声（特に農業関係者等の民間の保管者の方から）を多く伺っている。

【一時保管者へのヒアリングで得られた主な声（保管に係る不安等に関するもの）】

- 国の責任ですぐに持って行って欲しい。だが、それができないことも分かっている。
- もちろん早く処分できるにこしたことはない。しかし、今のままでは処分場がなかなか決まりそうにないから、それまではしょうがないと思っている。
- 保管により牛ふん置場が狭くなって困るけど、しょうがない。
- 保管場所の近くの民家の方からよく苦情の電話がかかってくる。定期的な見回りや補修を行っているが、なかなか理解してもらえず困っている。
- 保管せざるを得ない状態が続くことで、農産物や周辺の観光事業への風評被害が生じないか不安に思う。

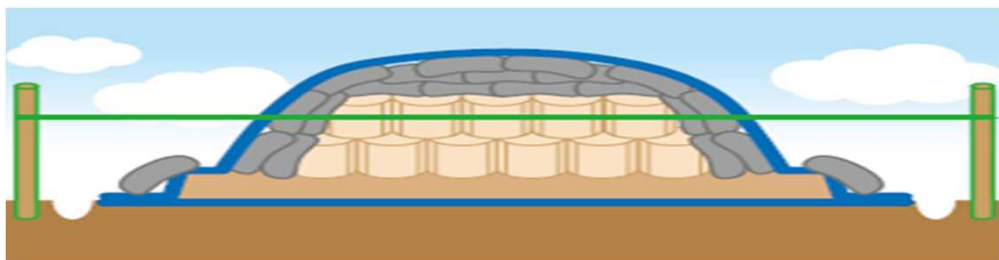
(1) 現地確認の目的

指定廃棄物については、国に引き渡されるまでの間、特措法で定める基準に従って保管していただくことが義務づけられている。

地方環境事務所においては、現地確認等を通じ、指定廃棄物が基準・ガイドラインに従って適正に保管されていることを確認している。

【確認の主なポイント(例)】

- ・廃棄物の飛散・流出がないように措置されているか
- ・遮水シート等により雨水等の浸入が防止されているか
- ・必要な放射線対策(離隔・土嚢等による遮へい等)がなされているか



(2) 現地確認の実施箇所

平成25年度：62箇所

平成26年度：73箇所（平成26年11月9日現在。なお、全体では161箇所になる見込み）

(3) 今後の予定

今年度新たに指定した廃棄物に係る保管場所は、全て年内に一通り現地確認を通じた確認を行う見込み（また、その後も、その他の保管場所も含め少なくとも年1回程度ずつ確認を行う予定）